

大鹿村監査委員告示第 1 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成31年4月18日

大鹿村代表監査委員 岩本 純一

大鹿村監査委員 北島千良穂

第1 請求に対する判断

主文

本件請求を棄却する

第2 監査の請求

1 請求人

大鹿村大河原2208 宗像 充

大鹿の十年先を変える会 代表(監査請求担当)宗像 充

2 請求書の提出

平成31年2月19日付けで提出され、本件請求書の補正の後、平成31年2月20日付けで受理を決定した。

第3 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。なお、事実証明の資料の添付は省略する。

(1) 大鹿村が長野県と平成30年3月27日付で契約書を結び、県有地(大鹿村大字大河原1000番31) 6,370.96㎡を3,567,800円で長野県から購入したこと。

(2) 財務会計上の不当性

具体的な計画やその必要性が購入時にあったわけではなく、公金の支出のあり方としては著しく合理性がなく不当である。

(3) 村に与えた損害

大鹿村が長野県から土地を購入したことについて不正の疑いがあり、よって unnecessary 税金の支出が行なわれた事による財政上の損害

今後施設の維持管理に unnecessary 税金の支出が行なわれることによる住民負担と財政上の損害

(4) 求める措置内容

ア 大鹿村長その他の職員や相手方などに対し、大鹿村の被った損害を補填する

ために必要な措置を講ずるよう勧告すること。

イ 不正に購入した土地を、県に返還すること。

ウ 今後の不必要な税金の支出が行なわれることによる住民負担と財政上の損害の補填。

(5) 事実証明の資料

県有普通財産売買契約の締結等について 文書の写し

納入通知書(長野県から大鹿村)写し

県有財産麗来申請書 文書の写し

減額譲渡申出書 文書の写し

その他提出物

大鹿の十年先を変える会規約 1 通

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成31年3月25日に請求人から請求内容の補足説明があった。なお、新たな証拠の提出はなかった。陳述は北島監査委員が担当して行い、平成31年4月10日に岩本監査委員と北島監査委員により、提出された書類、記録等を基に監査を実施した。

2 監査の対象事項

大鹿村が長野県から土地を購入し、公金を支出したことが、違法又は不当であるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象等

大鹿村副村長、大鹿村産業建設課を監査の対象とした。

4 監査対象からの陳述

自治法第242条第7項の規定により、監査の対象である大鹿村副村長、大鹿村産業建設課に対して陳述を求めたところ弁明書の提出をもって陳述に代える旨の申し出があり、平成31年3月25日付けで弁明書の提出があった。内容は次のとおりである。また、その後、弁明書の補足陳述が1項目あった。なお、弁明書の添付資料は省略する。

1 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

2 事実の認否

請求の要旨中、長野県より購入したことにより、財政上の損害を与えたことについては否認する。

請求の要旨中、今後、支出が行われることによる損害を与えるとの請求について

は否認する。

3 弁明の理由

(1) 関係法令

本件土地の購入については地方自治法第96条第1項第8号の規定による議決、本件支出については、地方自治法第232条の3、同法第232条の4第1項及び地方自治法施行令第160条の2、地方自治法第232条の4第2項及び第232条の5の規定をそれぞれ根拠法令とする。

(2) 弁明事実

本件土地については、平成元年に着手された「大河原流路工(後に大河原床固工群に改名)」事業の河道整備により発生する廃川敷地である。

この用地を含めた一帯の整備計画に基づき、中央構造線博物館及びろくべん館との活用を図る文化交流施設について検討し、用地の確保と施設の整備を行う計画である。

大河原床固工群事業が平成22年度に事業完了となり、平成24年11月から国交省天竜川河川事務所、飯田建設事務所の関係機関と廃川敷処理打ち合わせを行い、県有財産への手続きが済んだ後、当村への売払い手続きを進めてきた。

平成30年大鹿議会三月定例会において、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定による議決を受け、長野県との契約を行った。

また、本契約に基づき、地方自治法及び地方自治法施行令の規定による手続きにより本件購入費用の支出を行った。

本件土地は元々河原のため周辺施設等との活用には敷地造成が必要であったため、リニア事業発生土の公共事業の活用場所として候補地として情報提供し、利用されることとなった。そのため敷地造成については事業者が行うこととなり、村は村費を負担することなく造成することができた。

将来的な費用負担については、事業実施するうえで発生することは認めるが、損害が発生するとの点は当たらない。

以上のことから事業計画の妥当性、本件公金の支出に違法又は不当な点はない。

4 証拠書類

小渋川廃川敷地購入経過(資料) 1通

大鹿議会三月定例会議決書 写 1通

支出に関する負担行為兼命令票 写 1通

5 補足陳述

請求人が主張する、住民懇談会での説明については事実誤認があり、利用目的が未定であるとの説明はない。

6 監査対象からの弁明書に対する請求人の意見

監査対象から提出された陳述書に対する意見の提出を求めたところ、平成 31 年 4 月 4 日付けで「準備書面1」として陳述の提出があった。内容は次のとおりである（原文のまま）なお、新たな資料の提出はなかった。

被請求人、大鹿村長柳島貞康による 3 月 25 日付の弁明書に対して、下記の通り陳述する。

記

1 弁明の趣旨について

争う。

2 事実の認否について

争う。

3 陳述の理由について

被請求人の陳述は、法令による手続きがなされたことを述べたに過ぎない。一方で請求人は、大鹿村が利用目的が決まっておらず、いわんやその事実を住民の前で認めていることから、苦境にある JR 東海の残土処理事業に協力することによって、JR 東海に事実上の利益を供与していることについて指摘しているのであり、これらの法令を悪用した事実の違法性を問うている。JR 東海による残土処理以外に実体のない利用目的を、「公共目的」と住民の利益であるかのように議会及び関係者を悪意で誤解させて、公金を支出した事実は、要するに詐取であり、違法・不当な公金支出である。

以上

第5 事実関係の確認及び判断理由

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに提出された資料及び関係職員からの事情聴取、弁明書に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 本件土地の概要

本件土地は、大鹿村大字大河原1000番 31、地積は 6,370 m²の1筆の雑種地である。また、小渋川及び青木川合流付近で、大鹿村中央構造線博物館、大鹿村ろくべん館（民俗資料館）に隣接している。

(2) 本件土地取得の経緯

本件土地は、国土交通省の直轄事業として平成元年に「大河原流路工（後に大河原床固工群に改名）」事業の河道整備により発生した廃川敷地である。

大河原床固工群事業が平成 22 年度に事業完了となり、河川管理者である長野

県は廃川告示し、国へ引き継がれ国有地となった。平成 24 年 11 月より国交省天竜川河川事務所、飯田建設事務所の関係機関と廃川敷処理打ち合わせを行い、国から県へ譲渡された。

平成 30 年大鹿議会三月定例会において、平成 30 年 3 月 7 日付けで本件土地の財産の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定による、議案が可決され大鹿村が長野県へ売払い申請を行い、平成 30 年 3 月 27 日付で長野県と売買契約を締結した。

本契約に基づき、地方自治法及び地方自治法施行令の規定による手続きにより本件購入費用の支出を行い、その後、同年 4 月 17 日に登記が完了し、所有が長野県から大鹿村に移った。

この土地の取得と施設整備は村の更なる発展につながるとの認識に基き、本件土地の取得を決定した。

(3) 小渋川廃川敷地購入経過

ア 昭和 59 年 大河原流路工の計画策定(国交省)

イ 平成元年 大河原流路工事業着手

周辺の大西公園など地元の整備計画と調和した施設の検討(国交省)

大西公園周辺整備基本計画図策定(大鹿村)

ウ 平成 5 年 大河原床固工群に改名

エ 平成 22 年 大河原床固工群事業完了

オ 平成 24 年 11 月 天竜川工事事務所砂防課、飯田建設事務所維持管理課と廃川敷地処理打合せを実施

カ 平成 24 年 12 月 文化交流施設計画案の策定(企画財政係)

キ 平成 25 年から 文化交流施設検討委員会開催(教育委員会)

ク 平成 30 年 3 月 27 日長野県との売買契約締結

(4) 本件土地の造成事業に関する経緯

本件土地は元々河川敷であるため、村が活用するためには敷地の嵩上げ等の造成が必要な土地である(測量図等関係図書により確認)。JR 東海によるリニア事業発生土置き場については、私有地及び公共事業の活用場所として候補地の募集を行っており、村ではこの発生土を利用する計画で候補地として情報提供し、利用されることとなった。そのため敷地造成については事業者が行うこととなり、村は多額の村費を負担することなく造成することができた。

(5) 本件土地の将来のあり方に関する検討

村では本件土地を取得した目的として、平成元年に着手された、河川整備に併

せ計画された整備計画に基づき、中央構造線博物館及び、ろくべん館の既存施設との活用を図る文化交流施設用地として利用するためである。この整備計画により隣接する大西公園と調和した施設として周辺整備基本計画が作られ、それ以降、どのような施設にしていくのが良いかについて検討が継続的に行われてきた。

平成 25 年度村内の文化交流事業や施設などについて広く検討する場として、大鹿村文化施設検討委員会が設けられ本件土地の利用も含めた検討がされ、平成 27 年 2 月 9 日に村へ答申がだされた。答申では既存施設の改修、活用による大鹿歌舞伎等の保存伝承についての必要性和、新たな文化施設を建設し、大鹿村の文化交流を深める施設にしていく等の内容となっている。これらの経緯から、平成 28 年度策定の第四次総合振興計画(後期)に文化交流施設として位置づけられ、平成 29 年度より具体的な施設検討を庁内ではじめ、平成 30 年度からは専任職員体制をとり、以前からの計画の推進を具体化してきた。

この内容としては、村の資源を生かした学習、体験交流機能を持たせた施設としていく内容であり、長野県との契約目的に沿ったものとなる。

(6) JR 東海との関係について

国の事業認可がおり、その後、具体的な工事計画に基づき残土利用地の募集及び選定が行われてきた。残土用地については長野県が窓口となり進める事となっている。本件土地の公共事業への活用は、村の事業計画推進に有益性が認められるとの認識から進めてきた。

本件土地以外にも、村民グラウンドの整備事業にも活用されており、これを活用することの効果は非常に大きいものと思われる。

また、村が残土置き場を確保するために、JR 東海へ特別な便宜を図ったかという点については、事業の経過などからも当たらないと認める。

(7) 将来的な費用負担については、施設整備及び運営することにより当然発生することは認めるが、損害が発生するとの点には当たらない。

2 判断理由

(1) 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないとされており(地方財政法第 4 条第 1 項)、これに反して、地方公共団体が必要性のない財産を取得し、あるいは高額に過ぎる対価を支払って財産を取得するなどした場合は、違法または不当な財務会計行為となる。

本件で、村長は本件土地を取得する本件契約につき村議会の議決を経ており、財産取得のための手続きを遵守しているが、議会の議決を経ていたとしても、それが不必要な土地の購入であったり、売買代金が高額に過ぎれば、違法、不当という問題が生じることとなる。

地方公共団体が土地を取得する場合、一定の事業計画や利用目的があり、その

計画・目的の達成に必要なかつ適切な土地を、適切な代金額で購入することが原則である。

本件では、土地の活用及び施設整備について長年、整備すべき計画として検討し、第四次総合振興計画(後期)にも文化交流施設として位置づけされるなど、大西公園周辺や既設施設との活用を図るといった目的は明確に示されている。

また、文化施設に関する検討委員会においても、既存施設の活用と、新たな施設整備といった方向性を示した答申内容となっている。

村では村民においても十分に議論されたものではなく、またその内容には具体性がなく、一般的には、地方公共団体が土地を取得するための前提となる計画として完全なものとはいえない。

しかし、本件土地は元々、村の所有ではないことから、取得前に事業実施に至ることはできなかった。手続きが進める事が出できる状況となったことと、残土の活用との時期が合ったと認められる。

また、本件土地の購入価格は 3,567,800 円であり、鑑定評価額 5,096,800 円から、利用目的により減額されている。

村が本件土地を利用する場合、造成工事が必要であることは本件土地の関係図書等の内容からも明らかであり、取付道路、隣接する農地(水田)の井水、排水施設等含め高額な事業費を負担する必要がある。

請求人が問題としているのも、具体的な事業計画がないにもかかわらず、長野県から土地を購入した点であり、施設整備により将来の財政負担が発生する土地取得には合理性がないというものである。

(2) しかし、本件契約による本件土地の取得は、以下の理由により、違法、不当ではないと考える。

ア 本件土地取得の必要性、合理性

本件土地は、大鹿村が地域の活性化と振興のために平成元年から計画してきた事業を実施するために必要として取得した土地である。しかし、計画した当時には、直ぐ土地を取得して実施できず、平成 22 年度の河川改修完成を待ち、更に平成 24 年度から所有者である国と河川管理者である長野県と協議を進めた結果、平成 30 年度に取得ができたものである。

その間、村内の既存施設や村の文化施設の在り方など多くの機会に検討を重ねてきており、本件土地を具体的にどのように利用するかについて方針は定まっているものと認められる。

他方、JR 東海はリニア中央新幹線事業について、事業認可後、工事計画を策定する上で、残土置場の候補地を求めることは必要なことであり、村内外に広く募集を行っている。

このことと、村が残土を利用して公共事業で活用することは、後にかかる村の費用負担をなくすことなどを図る目的があり、正当な理由を認めることができる。

これらから、村が本件土地を取得し、リニア事業者が造成費用を負担し、事業を進めていくことには、必要性があり、合理性があると考えられる。

イ 取得金額の妥当性

村の取得金額は減額措置を受け、3,567,800 円と低廉であり、違法、不当とは言えない。

しかし、この減額は、文化交流施設に利用するという内容によって認められているものであるが、このような利用計画が無いにもかかわらず村が県に対し虚偽の内容により購入及び減額を受けたとは認めることはできない。

なお、請求人は、懇談会において副村長が利用目的について無いとの旨の説明をしたとの主張を行っているが、住民に事業計画の説明する過程での発言であり、これをもって利用目的が無いと認めた発言とは認めがたく何ら違法、不当なものではない。

- (3) 将来的な財政負担については、将来的な事業計画によって決まってくるものであり、現時点で将来的な財政負担の額は具体的ではないが、村では財政負担が施設の活用によってもたらせる利益と負担額について、合理的な範囲で収まるような事業計画を策定する意向であり、現時点で財政負担が見込まれることが、直ちに、本件土地の取得及び事業の推進が違法または不当とするものではないと考える。

以上のことから、村が長野県から本件土地を購入し、公金を支出したこと、また関連した行為において違法、不当とは認められないため、本件住民監査請求について、主文のとおり決定する。

以上